報告第２号

専決処分の報告について

地方自治法第１８０条第１項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第２項の規定により報告する。

令和８年２月２０日提出

亀山市長　　櫻　井　義　之

別　紙

専決処分書

専決第４号

専決処分書

地方自治法第１８０条第１項の規定により、次の事件を専決処分する。

令和８年２月６日専決

亀山市長　　櫻　井　義　之

市道における物損事故に伴う損害賠償の額を定めることについて

１　事故原因及び状況

令和７年１２月５日午後１２時２０分頃、亀山市小川町地内の市道川崎白木線において、市が管理する道路沿法面の立木の枝が走行してきた相手方車両に接触し、損傷させた。

２　相手方住所及び氏名

[redacted]

３　損害賠償の額

９，０２８円